

振動工具取扱い作業従事者教育

1 教育の目的

平成 21 年 7 月 10 日に改正された「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に基づく教育を実施しています。

指針改正のポイントは、

- ① 振動評価など国際基準との調和を図ったこと
- ② 振動値に応じて作業時間を管理することになったこと
- ③ 振動ばく露限界時間等について教育を行うこととしたこととなっています。

2 受講対象

振動工具を取扱う作業に従事する者。

3 科目及び時間（休憩時間は 1 時間毎に 5 分間）

科 目	時 間	時 間 割	講 師
振 動 工 具 に 関 す る 知 識	1	13 : 00 ~ 14 : 00	建災防佐賀県支部講師
振 動 障 害 及 び そ の 予 防 に 関 す る 知 識	2.5	14 : 05 ~ 16 : 45	
関 係 法 令 等	0.5	16 : 45 ~ 17 : 15	
演 習	0.5	17 : 20 ~ 17 : 50	

4 受講料（テキスト代 1,250 円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
8,060 円	9,060 円

注 会員はテキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料になります。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具・マスク

※ 建設業における振動工具の種類

さく岩機	チップングハンマー	リベットイングハンマー
コーキングハンマー	ハンドハンマー	ベビーハンマー
コンクリートブレーカー	スケーリングハンマー	サンドハンマー
ピックハンマー	多針タガネ	オートケレン
エンジンカッター	スイング研削盤携帯用皮はぎ機	電動ハンマー
コンクリートバイブレーター	サンダー	バイブレーションドリル
インパクトレンチ	バイブレーションシャワー	ジグソー
プッシュクリーナー	携帯用タイタンバー	携帯用研削盤

7 実施日・会場

実施日 令和3年6月8日(午後)

会場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563